

5月定例教育委員会議事録

- 1 開催日 令和3年5月19日(水)
- 2 会場 大井川庁舎 2階 第3委員会室
- 3 開会 午後3時30分
- 4 出席委員 羽田明夫教育長
大石智之委員(職務代理者)
奥川重子委員
山竹葉子委員
河江富男委員
- 5 会議出席者 櫛田隆弘 教育委員会事務局長
小梁金男 生きがい・交流部長
増田洋一 教育総務課長
池田純也 学校教育課長
小長谷恭彦 教育センター所長
服部正宏 家庭・子ども支援課長
石上睦晃 学校給食課長
堀内千穂 図書課長
見崎孝之 スマイルライフ推進課長
書記 進藤敬 教育総務課総務担当主幹
- 6 議事 別紙のとおり

| | |
|--------------|--|
| 羽田教育長 | <p>【午後 3 時 30 分開会】</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>お忙しい中、5月の定例教育委員会に御出席いただき、ありがとうございます。それでは、本日の議事録署名人は奥川委員と大石委員となりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>議事に入ります。議第 1 号焼津市青少年教育相談センター運営協議会の委嘱について、家庭・子ども支援課長より説明をお願いします。</p> |
| 服部家庭・子ども支援課長 | <p>(事前配布資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p> <p>それでは、議第 1 号焼津市青少年教育相談センター運営協議会委員の委嘱について、ご説明いたします。焼津市青少年教育相談センター運営協議会は、青少年教育相談センターの適正な運営を図るため、青少年教育相談センターに関係のある機関、団体の役員及び職員により組織されている協議会であります。この度、青少年教育相談センター運営協議会委員の委員資格となる機関、団体の役員及び職員に異動が生じたため、新たにその職に就任することとなりました名簿網掛けの 7 名の皆様を、委員に委嘱又は任命しようとするものでございます。</p> <p>併せて、青少年教育相談センターに関連し、山竹委員の「青少年教育相談センターに置かれている補導員も教育委員会が委嘱することになっており、人数も多いようですが、現在どのような状況なのでしょうか。」との事前質問にお答えいたします。補導員につきましては、市内を 10 地区に分け、地区の小学校・中学校・高校・子ども会・PTA・自治会からご推薦を頂き、139 名を委嘱しております。主な活動としては、地区別に 3 名から 5 名で班を組み、月 4 回程度行う街頭補導、年 2 回夏と冬に行う一斉補導及び 7 月の街頭キャンペーンなどです。</p> <p>なお地区別の補導員数及び任期は、焼津地区は、概ね 13 名から 15 名、大井川地区は 19 名となっております。任期については、令和 3 年 5 月 16 日から令和 5 年 5 月 15 日の 2 年間となっております。</p> <p>以上、説明と回答とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> |
| 羽田教育長 | <p>説明が終わりました。御意見、御質問のある委員は、発言をお願いします。</p> |
| 山竹委員 | <p>焼津市青少年教育相談センター運営協議会委員、青少年教育相談センター補導員とも、教育委員会が委嘱することとなっているが、青少年教育相</p> |

| | |
|--------------|--|
| 服部家庭・子ども支援課長 | <p>談センター委員の委嘱のみ議案となっているのはなぜでしょうか。</p> <p>どちらも教育委員会が委嘱するとなっておりますが、焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則第6条で教育長への委任事項が規定されており、焼津市青少年教育相談センター運営協議会委員の委嘱については、委任ができない事務となっております。青少年教育相談センター補導員については、教育長に委任できる事務となっているため、決裁行為で処理しております。</p> |
| 山竹委員 | <p>了解しました。</p> |
| 羽田教育長 | <p>その他、御意見・御質問、ございますか。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、お諮りします。議第1号焼津市青少年教育相談センター運営協議会委員の委嘱について、承認としてよろしいでしょうか。</p> |
| 委員全員 | <p>異議なし</p> |
| 羽田教育長 | <p>ありがとうございます。承認させていただきます。</p> <p>続きまして、議第2号焼津市図書館協議会委員の委嘱について、図書課長より説明をお願いします</p> |
| 堀内図書課長 | <p>(当日配布資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p> <p>焼津市図書館協議会委員全員が本年5月31日をもって任期満了となることから、新たに図書館協議会委員の委嘱を行うものです。</p> <p>委員の任期は、2年間で本年6月1日から令和5年5月31日までとなります。</p> <p>学識経験者のほか、学校教育分野より図書担当教諭、社会教育分野より社会教育委員及び公民館運営審議会委員、家庭教育分野より保育園協会代表と子育てコンシェルジュを登用するのに加えて、広く市民の意見を取り入れるため公募委員2名を登用するものです。</p> <p>併せまして、議題2号図書館協議会委員の委嘱について、当日配布資料にありますとおり山竹委員より事前にご質問をいただいておりますので、お答えします。焼津市図書館条例第8条第2項中の「委員会」の記載についてですが、同条例の第4条第2項で、長い表現を繰り返し用いるのを避ける略称規定により「教育委員会」を「委員会」に言い換えているため、これ以降に出てくる「教育委員会」は、すべて「委員会」に言い換えられることになり、第8条第2項中の協議会委員の委嘱につきましては、「教</p> |

| | |
|---------------|--|
| 羽田教育長 | <p>育委員会が委嘱する」と同じ意味となります。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p> |
| 羽田教育長 | <p>よろしいですか。それではお諮りします議第2号焼津市図書館協議会委員の委嘱について、承認としてよろしいでしょうか。</p> |
| 全委員 | <p>異議なし</p> |
| 羽田教育長 | <p>ありがとうございます。承認させていただきます。</p> <p>次に、議第3号焼津市社会教育委員の委嘱について、スマイルライフ推進課長より説明をお願いします。</p> |
| 見崎スマイルライフ推進課長 | <p>(事前配布資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p> <p>私からは、議第3号焼津市社会教育委員の委嘱について、御説明させていただきます。焼津市社会教育委員の全員が、今月31日をもって任期満了となることから、焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則 第6条第1項第7号の規定に基づき、新たに社会教育委員の委嘱を行うため、議決を求めるものであります。焼津市社会教育委員条例第2条の規定では、焼津市社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱することとなっておりますので、名簿のとおり委員を委嘱しようとするものであります。委員の任期につきましては、本年6月1日から令和5年5月31日までの2年間となります。なお、新任委員の方は、色塗りされています5名の方になります。以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。</p> |
| 羽田教育長 | <p>説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p> |
| 羽田教育長 | <p>よろしいですか。それではお諮りします議第3号焼津市社会教育委員の委嘱について、承認としてよろしいでしょうか。</p> |
| 全委員 | <p>異議なし</p> |
| 羽田教育長 | <p>ありがとうございます。承認させていただきます。</p> <p>次に、追加議案、議第4号焼津市図書館条例施行規則の一部を改正する</p> |

| | |
|--------------|---|
| 堀内図書課長 | <p>規則（案）について、図書課長より説明をお願いします。</p> <p>（当日配布資料により説明）</p> <p>（説明概要）</p> <p>焼津市図書館条例施行規則の一部である第1号様式（貸出申込書）と第3号様式（図書館利用者カード再発行届）中の性別欄を削除するもので、提案理由としては、性の多様性を尊重する対応とするため、様式を改正しようとするものです。説明は以上です。</p> |
| 羽田教育長 | <p>説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p> |
| 羽田教育長 | <p>よろしいですか。それではお諮りします議第4号焼津市図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）について、承認としてよろしいでしょうか。</p> |
| 全委員 | <p>異議なし</p> |
| 羽田教育長 | <p>ありがとうございます。承認させていただきます。</p> <p>次に、報告事項1番いじめ問題への対応について、家庭・子ども支援課長より説明をお願いします。</p> |
| 服部家庭・子ども支援課長 | <p>（当日配布資料により説明）</p> <p>（説明概要）</p> <p>それでは、報告事項1の「いじめ問題への対応について」報告いたします。4月の小学生の新たな「いじめ」の認知件数はありませんでした。中学生の新たな「いじめ」の認知件数は3件でした。「いじめ」の内容は、SNSの利用に関わるものが1件、殴られたりしたものが1件、いやなことを言われたものが1件でありました。この3件については、現在解消に向けて取り組んでいるところであります。</p> <p>そして、毎月報告させていただいております4件のいじめ重大事態についてご報告をいたします。まず、1件目です。昨年度から適応指導教室に積極的に通級するようになり、本年度も引き続き、適応指導教室に通ってきてくれています。適応指導教室に勤務するスクールソーシャルワーカーには学校に通いたい意向を母子ともに伝えているということです。</p> <p>2件目です。2月1日付でこれまで在籍していた中学校から市内の新たな中学校に転校しました。この4月からは、週2日は適応指導教室で勉強し、3日は学校に登校し、相談室で勉強できるようになっていましたが、5月10日からは、登校した日には、1日1時間ずつ教室復帰をできてい</p> |

| | |
|-----------------|---|
| <p>羽田教育長</p> | <p>ます。これから少しずつ、教室にいる時間を延ばしていこうと中学校と方針共有をしました。</p> <p>3件目です。4月からは中学生となり、学校を中心に継続的な声掛けが行われており、毎週水曜日に担任面談を行い、学校との関係を築いております。当課の支援としても指導主事が毎週金曜日に公民館で学習支援を行っております。今後は、適応指導教室の通級も視野に入れている状況であります。</p> <p>4件目です。被害生徒の登校は続いております。加害生徒との接触はないため、トラブルが起きた等の報告はありません。また、加害生徒も登校しております。一定の解消が図られつつありますが、今後も、2人が接触することがないように見守り体制を継続して参ります。</p> <p>昨年度認知し、「解消に向けて取り組み中」であったものが5件ございますが、そのうち1件は重大事案として報告したものです。その他4件のうち、小学校1件、中学校1件の2件につきましては「一定の解消」が図られたという状況になりました。以上でございます。</p> <p>説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。よろしいですか。</p> <p>次に、2番、最近の小中学校の状況について、学校教育課長、家庭・子ども支援課長より説明をお願いします。</p> |
| <p>池田学校教育課長</p> | <p>(当日配布資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の状況について説明します。4月26日に新聞で報道された市内教職員の感染の件ですが、その後体調が回復し、現在職場復帰しております。また、前回の定例教育委員会以降で、市内小中学校で濃厚接触者となった児童生徒が数名おりますが、陽性者となった者はありません。</p> <p>続いて、新型コロナウイルス感染症に係る休日の連絡についてですが、土日や休日の連絡方法については各校様々であったため、休日に感染等が判明した場合の連絡方法を定め、保護者に通知しました。土日、祝日などの休日に学校と連絡が取れない場合の連絡先は、「焼津市教育委員会休日コロナ対応携帯電話」としました。連絡すべき状況としましては、「児童生徒が、発熱等のかぜの症状に伴ってPCR検査をうけることとなった場合」、「児童生徒が、濃厚接触者に特定された場合」、「児童生徒の同居家族の感染が判明した場合」、「児童生徒の感染が判明した場合」としております。以上説明となります。続いて家庭・子ども支援課長より説明いたします。</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>服部家庭・子ども支援課長</p> | <p>(当日配布資料により説明) (説明概要)</p> <p>「4月の生徒指導関係」でございます。不登校についてです。来月以降は30日以上欠席の児童生徒数になりますが、4月の状況にあつては7日以上欠席の児童生徒数を報告させていただき、小学校は39人、中学校は88人でした。ゴールデンウィークの長期休暇が明け、不登校傾向が新たに現れる心配があるため、早期発見、早期対応に心がけてまいります。</p> <p>次に問題行動についてです。小学校で9件、中学校で14件の報告がありました。小学校では、教師への暴言、生徒間暴力、授業放棄がそれぞれ2件ずつありました。中学校では、深夜徘徊や他校訪問などがあり、焼津市内にとどまらず、藤枝市・島田市などにも交友関係が広がりつつある状況がみられます。各地区の担当指導主事や藤枝警察署のサポートセンターと連携を取り情報を共有して対応しております。</p> <p>次に交通事故についてです。小学校3件、中学校1件の報告がありました。概要としては、自転車に乗車中の事故が3件、道路への飛び出しが1件でした。また、保護者が警察に届け出ていないケースも2件あり、事故の大小にかかわらず、警察に届け出ることを指導していきます。</p> <p>次に不審者についてです。2件報告されています。例年、温暖になると不審者の被害が増加する傾向にあります。梅雨明けに被害が増えることが予想されるため、各校で集会等を利用して注意喚起を行ってまいります。</p> <p>次に学校事故についてです。1件の報告がありました。休日の部活動中の事故で、すぐに救急車を要請し、2日間入院しました。その後2週間は運動停止となりましたが、現在は通常通りの学校生活を送っています。</p> <p>続きまして、河江委員からの事前質問にお答えいたします。最近報道されている「ヤングケアラー」に関連し、実態調査には限界があると思われるが、家庭訪問はどのような形でやっているかということですが、家庭訪問につきましては、各学校によって状況が異なっております。小学校におきましては、希望家庭のみに実施している学校が1校、自宅の位置を現地確認している学校が6校であります。中学校におきましては、全家庭に実施している学校が1校、学年により全家庭又は希望家庭で実施している学校が2校であります。なお、全ての小学校及び中学校において、学校内での保護者面談を行っており、児童生徒の様子等、保護者とのコミュニケーションを図っております。以上でございます。</p> |
| <p>羽田教育長</p> | <p>説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p> |

| | |
|--------------|---|
| 河江委員 | <p>「ヤングケアラー」について、中学生で5.7%というシビアな報道がされており調べたら、厚生労働省と文部科学省が全国で1,000校程度抽出してアンケート調査をしたということでありました。これについて、数字が独り歩きしているような印象を受けたので質問をしました。</p> |
| 服部家庭・子ども支援課長 | <p>アンケートの件ですが、焼津市内でも1校が対象になっております。またアンケートの回答については、ネットで直接回答しているため、学校では内容を把握しておりません。「ヤングケアラー」に関しては、現時点で「悩んでいる」というような相談は受けておりませんが、児童生徒の訴えやなにげない日常会話から情報を取得したら、当該家庭について注視し、福祉部局等関係機関と情報を共有し対応いたします。</p> |
| 羽田教育長 | <p>自分が勤務していた時にも、そのような情報があがってきたことがあり、対応したことがあります。ほかになにかありませんか。</p> |
| 大石委員 | <p>交通事故の報告について、学校や警察へ届け出る基準はありますか。</p> |
| 池田学校教育課長 | <p>基準は明確に設けていませんが、交通事故があった場合はほぼすべて報告することとなっています。</p> |
| 大石委員 | <p>交通事故については、自分でどこかにぶつかったケースは含まれませんか。</p> |
| 池田学校教育課長 | <p>そうです。</p> |
| 大石委員 | <p>低学年の子どもたちが自転車に乗っていると「危ないな」と思うことがあります。小さいこどもの場合、車にぶつかっても相手に「大丈夫」と聞かれて「大丈夫」と答えて終わってしまうなど、事故として認識しないで終わってしまうことがあるのではないかと思います。事故について、報告することを徹底していただければと思います。</p> |
| 山竹委員 | <p>問題行動の説明の中の「他校訪問」についておしえてください。</p> |
| 服部家庭・子ども支援課長 | <p>単に、友人を訪ねるというのではなく、学校の近くをふらついているようなケースが該当となります。</p> |

| | |
|---------------|--|
| 羽田教育長 | <p>対応として、以前は体育大会を同日に行ったり、警察に協力してもらうようなこともありました。最近では少なくなっているようです。</p> <p>また、不登校に関して、昨年度は休校中であつたためにありませんでしたが、報告のとおり増えてきているため心配しているところです。</p> <p>それでは、ほかによろしいですか。</p> <p>次に、3番、学校給食センター空調設備設置工事について学校給食課長より説明をお願いします。</p> |
| 石上学校給食課長 | <p>(事前配布資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p> <p>近年の猛暑による食中毒予防対策や調理員の熱中症予防対策と新型コロナウイルス感染症予防対策を目的として、換気機能を備えた空調設備を設置しようとするものです。事業費としましては、機械設備工事が1億4千5百万円、電気設備工事が2千5百万円、合計1億7千万円となっております。工期につきましては、令和3年5月下旬から10月末、そのうち内部工事につきましては、7月中旬から9月下旬を予定しております。</p> <p>5月13日に実施した入札については両工事とも不調となりましたが、子どもたちへの給食提供に影響が出ないように、6月中旬までには契約し、工期に影響がないように調整しています。</p> |
| 羽田教育長 | <p>説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p> |
| 奥川委員 | <p>内部工事の期間中、給食は停止ということですか。</p> |
| 石上学校給食課長 | <p>夏休み前の7月19日から9月初めの2週間ほど停止することについて、すでに保護者あてに通知しています。業者が決まり、工期が確定したところで、あらためて通知する予定です。</p> |
| 羽田教育長 | <p>その他、御意見、御質問、ありますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>次に、4番、焼津市公民館運営審議会委員の委嘱について、スマイルライフ推進課長より説明をお願いします。</p> |
| 見崎スマイルライフ推進課長 | <p>(事前配布資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p> <p>はじめに、山竹委員と奥川委員より事前質問をいただいておりますので、回答をさせていただきます。まず、山竹委員からの「今回、委員の委</p> |

| | |
|-------|---|
| 羽田教育長 | <p>嘱が4件あり、公民館運営審議会委員が報告事項となっておりますが、違いは何でしょうか。」についてです。公民館運営審議会委員の委嘱については、昨年度までは教育委員会が委嘱することとなり定例教育委員会の議案案件となっておりますが、本年2月市議会定例会において、令和3年度からの市組織の機構改革等を行うための条例改正が議決されたことにより、4月1日から「公民館の設置、管理及び廃止に関する事」については、市長部局の所管となり、公民館運営審議会委員の委嘱についても、市長が委嘱することとなりました。今回、公民館運営審議会委員全員が任期満了となるため、新たに委員を委嘱しますので、御報告させていただきます。</p> <p>続いて、奥川委員よりの「焼津市公民館運営審議会委員公募について募集をかけたけれど応募者が無く、平成29年公募委員に継続をお願いしたととらえてよろしいか。」についてです。公募委員の改選にあたっては、まず公募委員の在任期間中の活動について評価を行いました。公募委員3名の皆様は、ともに幅広い見識があり、会議での発言も活発に行うなど実績優秀で、公民館運営審議会委員として適任者であると判断しました。そのため、御本人の意向を確認したところ、再任を望んでおられましたので、再度、委嘱するものであります。これは、焼津市公民館条例第4条第3項で「公民館運営審議会委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。」としていること。また、本市の「審議会等の設置及び運営に関する指針」における「委員を再任する場合は、在任期間が引き続き6年又は3任期いずれか短い期間を超えないものとする。」ということに基づいております。</p> <p>資料に戻っていただき、委嘱者15名のうち、新任の方は、No.2大村公民館推薦の関 富美子さん、No.4小川公民館推進の志白 清子さん、No.7大富公民館推薦の杉山 秀夫さん、No.8和田公民館推薦の小城 茂子さん、No.11前社会教育委員の高橋 昭さんの5名となります。委員の任期につきましては、本年6月1日から令和5年5月31日までの2年間となります。以上報告とさせていただきます。</p> <p>説明が終わりました。御意見、御質問のある委員は、発言をお願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。全体を通しまして、委員からご発言がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次回開催予定ですが、6月23日(水)午後3時30分から、本日より同じ場所(大井川庁舎2階 第3委員会室)で行います。以上をもちまして、5月定例教育委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした</p> |
|-------|---|

【午後 4 時 15 分閉会】